

ひたちなか市障害者プラン第3期計画（概要）

ひたちなか市

平成31年3月策定

1. 計画策定の背景と趣旨

本市では、平成 11 年 3 月に『ひたちなか市障害者プラン』を策定し、「障害者と地域と行政の新しいパートナーシップの創造」を基本理念として障害のある方が地域で安心して暮らすための施策を進めてきました。平成 21 年 3 月には「地域での共生」を基本理念とする『ひたちなか市障害者プラン第 2 期計画』を策定し、障害福祉施策の推進や生活環境の整備に取り組んできました。

この間、平成 18 年 4 月に障害者自立支援法が施行され、障害の種別に関わりなく市町村を中心として福祉サービスを一元的に提供する仕組みが導入されました。さらに、平成 25 年 4 月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行され、難病等の追加や障害程度区分から障害支援区分への見直し等が行われました。その他にも、障害者虐待防止法や障害者差別解消法などの施行により障害の有無にかかわらず相互に支え合い、お互いの人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現が求められています。

このような状況の変化を踏まえ、新たな法制度の趣旨や市民のニーズを踏まえながら本市の障害者施策を計画的に推進するため、『ひたちなか市障害者プラン第 3 期計画』を策定します。

※『障害者プラン』は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づき市が策定する障害者（障害児を含む）施策の基本計画です。

《障害者基本法》

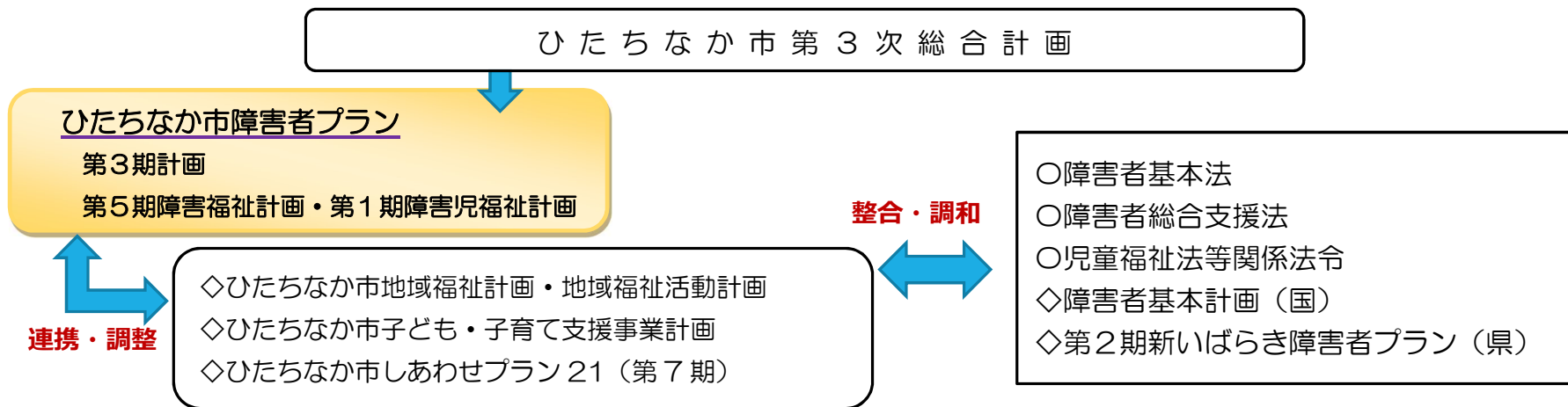
市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

2. 計画の期間と位置付け

本計画は、障害者基本法に基づく障害者計画と障害者総合支援法に基づく障害福祉計画、児童福祉法に基づく障害児福祉計画を一体的なものとし、2019年度から2026年度までを計画期間として策定します。なお、障害福祉計画及び障害児福祉計画は3年毎に見直しを行います。



◎本計画の策定にあたっては、市の総合計画や国・県が定める障害者（児）計画、市地域福祉計画等との整合を図ります。



3. アンケート調査の実施状況

本計画策定にあたり、市内在住の障害者（児）、家族、障害福祉サービス事業所を対象にアンケート調査を実施しました。

本人・家族アンケート		身体障害	知的障害	精神障害	難病患者	不明	計
本人	送付数（人）	1,451	390	271	388	0	2,500
	有効回答数（人）	780	170	114	119	73	1,256
	回収率（%）	53.8	43.6	42.1	30.7	-	50.2
家族	送付数（人）	291	78	54	77	0	500
	有効回答数（人）	129	47	25	14	8	223
	回収率（%）	44.3	60.3	46.3	18.2	-	44.6

事業所アンケート	送付数（団体）	有効回答数（団体）	回収率（%）
サービス提供事業所	43	26	60.5
相談支援事業所	14	8	57.1

●調査方法：郵送配布・郵送回収

●調査期間：平成30年7月～8月

4. 意見聴取の実施状況

○障害者自立支援協議会（当事者団体代表者及び医療・福祉関係者による協議会）における意見聴取

実施回数：平成30年7月，8月，10月，平成31年2月の計4回開催。

協議内容：障害者プラン（案）の検討及び現状をふまえた修正等の協議を行いました。

○行政手続法の規定による「パブリック・コメント」（意見公募）

実施期間：平成31年1月11日（金）～平成31年1月31日（木）

実施場所：市ホームページ，障害福祉課，那珂湊支所，総合福祉センター，那珂湊総合福祉センター，
金上ふれあいセンター，各コミュニティセンター

実施結果：意見の提出はありませんでした。

5. 前計画からの主な変更事項

- ①基本理念「地域での共生」→「みんなでつくる地域で共に生きるまち」
- ②障害者理解促進や障害児支援など時代の変化に伴う新たな課題を考慮した施策体系の見直し
- ③重点施策の設定により施策の優先順位を明確化

6. 計画の基本理念

みんなで作る地域で共に生きるまち

本市ではこれまで、『地域での共生』を基本理念として、障害の有無に関わらず市民ひとりひとりがともに助け合い、支え合って「思いやりの心」を育む地域社会の実現を目指してきました。

しかし、障害のある方が社会で不自由なく活動するためには依然として多くの障壁があります。

これらを取り除くためには、障害の有無に関わらず日頃から積極的に接点を持ち、対話を重ねながらお互いの理解を深めていくことが重要です。

本計画では、障害のある人となない人が支援する側とされる側という関係性から一歩前に進み、当事者や支援団体、ボランティアや市民の方など市内で生活する全ての人が、みんなで少しずつ力を合わせながら、誰もが地域社会の一員として認められ、共に支え合い、関わり合いながら安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

<参考>

障害者プラン 第1期計画〔1998～2008年〕

- ▶ 障害者と地域と行政の新しいパートナーシップの創造

障害者プラン 第2期計画〔2009～2018年〕

- ▶ 地域での共生

7. 施策の体系

☆基本方針1 共生への理解が広がるまちをめざして

障害のある方の社会参加の推進や福祉教育，市民への理解啓発を通じて，障害のある方の現状を知り，障害のある人もない人もお互いが自然に支え合い，理解を深めることで差別や虐待のないまちをめざします。

基本目標 ●自主活動の推進 ●理解啓発の推進 ●差別解消と権利擁護の推進

☆基本方針2 自分らしく暮らせるまちをめざして

子どもから大人までそれぞれのライフサイクルにおいて必要とされる支援が適切に受けられるよう，障害のある方が相談できる場所の確保とサービス提供体制の充実を図り，障害のある方が自らの希望を実現できるまちをめざします。

基本目標 ●障害児支援の充実 ●情報提供と相談の充実 ●福祉サービスの充実 ●就労支援の充実

☆基本方針3 支え合い安心できるまちをめざして

地域との交流促進やボランティア活動の推進により日常的なつながりを構築し，障害のある方が災害時にも孤立せず，お互いに支え合うことができるまちをめざします。

基本目標 ●地域交流の推進 ●災害時の支援の充実

☆基本方針4 誰もが参加できるまちをめざして

障害のある方が社会参加する時に障壁となるさまざまなバリアを取り除き，誰もが自由に活動し，生きがいを持って生活できるまちをめざします。

基本目標 ●居住の確保と生活環境の充実 ●外出支援の充実 ●スポーツ・芸術文化・余暇活動の充実

8. 重点施策

◎ 重点施策 1 理解啓発の推進

▶ 障害者理解促進事業の推進

- 小学校や中学校，高校への出前授業の実施
- 市民や団体，民間事業者などを対象とした理解促進講座の開催

▶ 広報の充実

- 障害のある方が地域で活動する姿の広報促進

▶ 合理的配慮の提供促進に向けた支援の充実

- 民間事業者等が合理的配慮を提供するための支援
- 耳マークや補助犬マーク，ヘルプマーク等の普及啓発

◎ 重点施策 2 障害児支援の充実

▶ 保健・医療・福祉サービスの充実

- 1歳6か月健診や3歳児健診における障害の早期発見と早期支援
- 医療的ケア児を地域で支える社会資源の充実

▶ 保護者支援の充実

- 小学生の保護者を対象とした出前講座の開催
- 地域で利用できる制度や相談機関に関する情報提供

▶ 療育訓練の充実

- 心身障害児療育訓練センター（かなりや教室・野蒜教室）における個別訓練の充実

▶ 切れ目のない支援体制の構築

- 教育と福祉の連携による支援の充実

◎ 重点施策 3 災害時の支援の充実

▶ 防災意識の向上に向けた支援の充実

- 避難場所の周知や適切な避難行動など防災知識の啓発推進
- 物資備蓄や家族との連絡手段等，家庭での防災対策の啓発

▶ 災害時における支援の充実

- 市と障害福祉事業所の連携に向けた災害時緊急連絡網の整備